

令和 5 年 7 月 26 日
総務省政策統括官（統計制度担当）

諮問第176号の概要

（港湾調査の変更について）

1. 港湾調査の概要（現行計画）

調査の目的

港湾の実態を把握し、港湾の開発、利用及び管理等の基礎資料を得る。

調査の概要

調査対象

- 【甲種港湾】 166港（全数） ※ 毎月調査
国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾、外国貿易港湾、内国貿易港湾
- 【乙種港湾】 512港（全数） ※ 年1回調査
甲種港湾以外の一定の要件を満たす港湾

調査事項・報告者

- 調査事項：
- 【甲種港湾】 ①入港船舶、②船舶乗降人員、③海上出入貨物、④本船荷役、⑤泊地及び係船岸
- 【乙種港湾】 ①入港船舶、②船舶乗降人員、③海上出入貨物
- 報告者は、以下のいずれかの者
- ・ 港湾管理者
 - ・ 港湾運送業を営む者（現地の出先又は代理機関の長を含む）
 - ・ 船舶運航事業を営む者（現地の出先又は代理機関の長を含む）
 - ・ 水産業協同組合の長
 - ・ その他調査事項の実態を把握することができる者

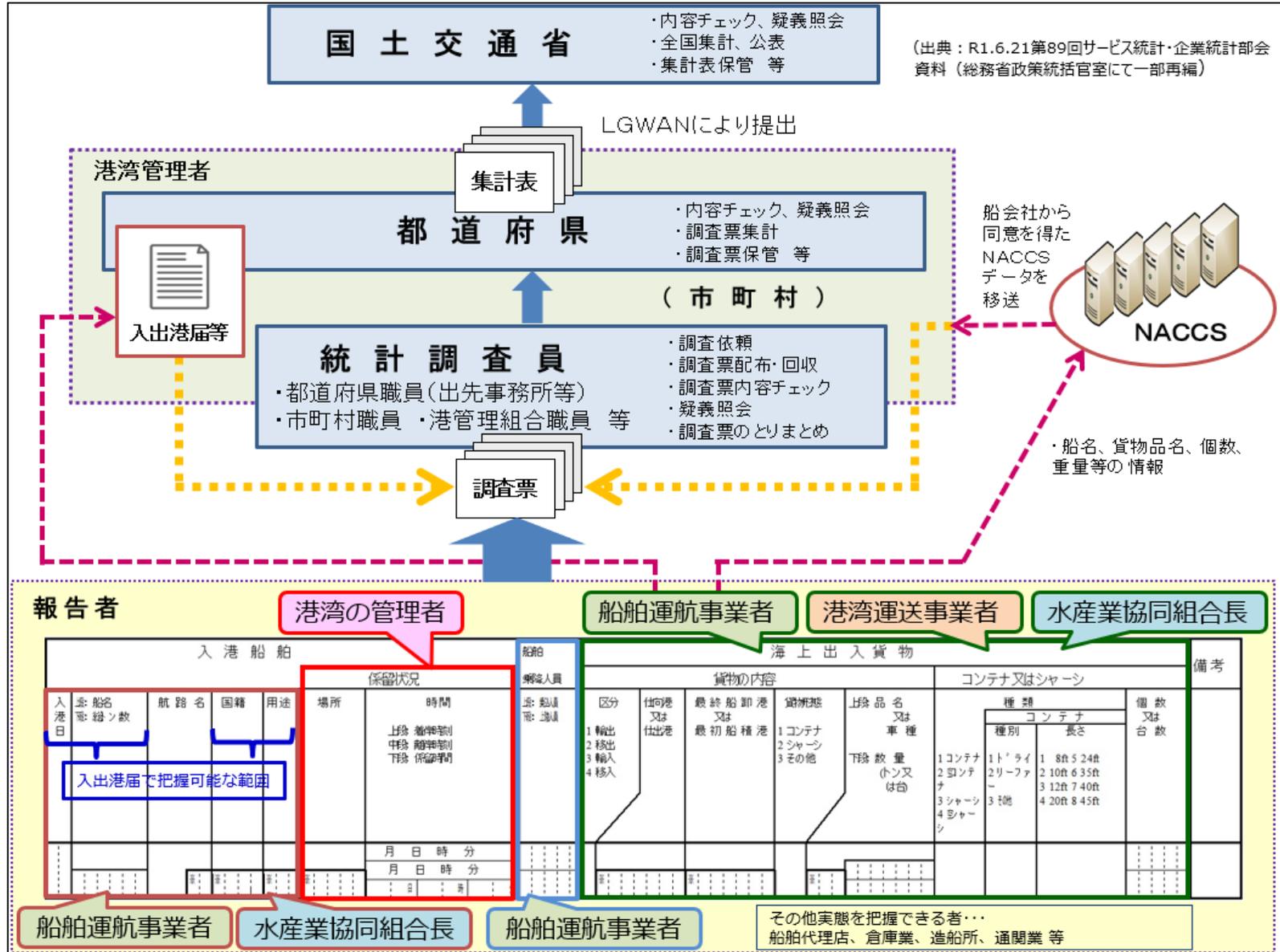
調査方法

- 調査方法：調査員調査・オンライン調査（e-Survey, 電子メール、サイバーポート※）
- ※ 港湾関連業務の効率化を図るシステム。令和5年1月分調査に限り、甲種港湾のうち4港において試験的に導入
- 調査系統：
国土交通省－都道府県－調査員－報告者

公表時期

- 月報：
- 【速報】 調査月終了後2か月以内に公表
- 【港別集計値】 調査月終了後、都道府県から報告のあった港ごとに順次公表
- 【確報】 都道府県から全ての港湾分の報告があった後、速やかに公表
- 年報： 調査年の翌年12月末日までに公表

(参考) 港湾調査の実施体系



出典：第89回サービス統計・企業統計部会資料（令和元年6月21日）を一部加工

2. 調査結果の主な利活用

○ 国土交通省施策等の企画・立案のための基礎資料

- 港湾計画や社会資本整備重点計画、特定港湾施設整備事業基本計画等における将来貨物量の推計等の基礎資料
- 各年度港湾整備事業予算要求における貨物量関連説明資料
- 公共投資（港湾インフラ整備）の経済効果、適正投資分析のための基礎資料
- 国際コンテナ戦略港湾、国際バルク戦略港湾の施策立案・評価における基礎資料

○ 加工統計の基礎資料

- 国民経済計算、産業連関表における運輸部門の生産額等の推計に係る基礎資料 など

3. 主な変更内容 (1) (調査方法)

調査方法の変更①

- 令和6年(甲種港湾:令和6年1月分、乙種港湾:令和6年分)から、**サイバーポートを用いたオンライン報告を追加**

※ 令和5年1月分調査に限り、甲種港湾4港において試験導入

調査方法の変更②

- 現行の調査計画上、調査員調査又はオンライン調査により調査票を回収
⇒ 報告者から調査票が郵送で提出されるケースが相当の割合を占める実態に合わせ、**調査方法に「郵送調査」を追加**

※ サイバーポート導入後も、直ちに全港湾についてサイバーポートへの移行は困難とみられることから、当面の間は従来の方法も残すもの

■ 調査方法別の回収状況 (令和4年12月時点)

(単位: 者)

調査員 (対面)	郵送	FAX	電話	オンライン調査		合計
				電子メール	e-Survey	
917	1,116	647	11	2,843	0	5,534
16.6%	20.2%	11.7%	0.2%	51.4%	0.0%	100%

※ FAX及び電話は報告者の事情等による臨時の対応であり、固定的な回収方法ではないため、調査計画上の調査方法には追加せず、これらの報告者にはサイバーポートの利用を働き掛けることとする。

(参考) サイバーポートの概要



サイバーポート(調査・統計)の概要

- 港湾調査に関する一連の作業を一貫してシステム化するほか、報告者はNACCSデータ連携による調査票作成等を可能とし、都道府県は調査票の一元的管理や自動集計・チェックを可能とする。

港湾調査の現状業務と課題



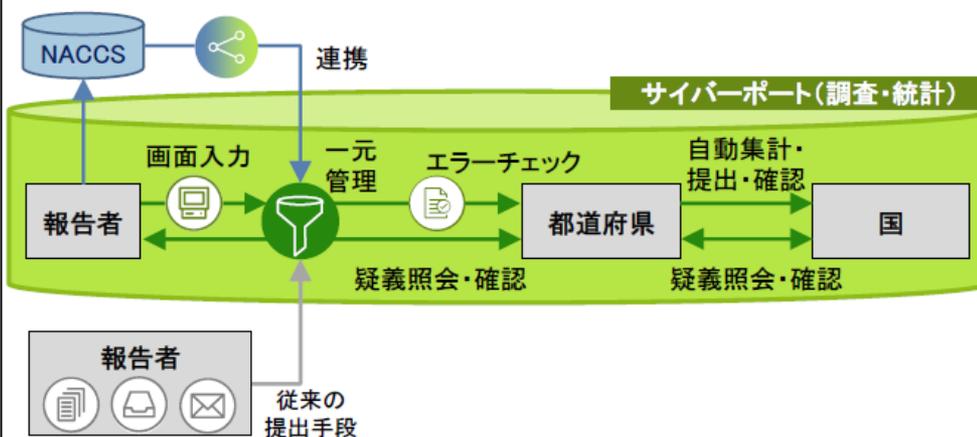
報告者

- NACCS等に同一内容を入力。
- 報告にあたり、各社から情報収集が必要。
- 疑義照会連絡がメール・電話でくるため、指摘内容が不明確で複数回やり取りが発生。

都道府県

- 調査票提出方法/様式が多岐に渡り、管理が困難。
- 調査票の確認や、集計作業・チェックが非常に手間。
- 調査票情報が不足しているため、情報を付記。

港湾調査※の電子化の目指す姿



目指す姿

- NACCSデータを活用可能とするとともに、入力支援機能で、コードを探す時間を削減し、作業時間削減・正確性向上を同時に達成。
- 疑義照会の指摘箇所・内容が明確化され、都道府県と報告者のやり取りを最小限に。
- 様々な調査票の様式や提出方法に対し、取込機能等により一元管理することが可能。
- 調査票提出時に自動チェックし、入力漏れ防止/確認作業省力化。また集計作業も自動で実施。

3. 主な変更内容（2）（調査票情報等の保存）

調査票情報の保存期間及び保存責任者

○ 調査計画上、調査票情報等の保存に関する記載なし

⇒ **国土交通省においてサイバーポートにより調査票情報等を一元的に永年保存**

※ サイバーポートによる調査票情報等の一元的な永年保存の仕組み

①サイバーポートを導入する港湾

- ・ サイバーポートを利用して提出された調査票
- システム内に調査票情報が蓄積

- ・ サイバーポートを利用せずに提出された調査票
- 電子調査票はドラッグ&ドロップ方式により、紙の調査票はAI-OCR（人工知能技術を取り入れた光学文字認識機能）で読み込む方式により、統計調査員がサイバーポートに取込

②独自システムの利用を継続する港湾

- 統計調査員が、csvファイルで出力した上でサイバーポートに取込又はファイル連携の方式により独自システムからサイバーポートに転送

3. 主な変更内容 (3) (集計事項)

集計表の変更

- 甲種港湾に関する集計表のうち、二港間の貨物流動量については、**移出 (A港→B港) と移入 (B港→A港) の貨物量に差異が存在**
⇒ 当面の措置として、港別・品種別の貨物量合計のみの表を「主要表」、二港間の貨物流動量については「詳細表」として区分し、利用上の留意点をユーザーに周知

※ 二港間の貨物流動量のデータを「詳細表」とするイメージ (例)

現行

年報 第3表 (6)
移出貨物品種別貨物形態別仕向港別表

品 種 ・ 県 名 及 び 港 湾 名	ト ン 数
北 海 道	
種 内	計 622,930
	一般 75,040
	自航 547,890
081. 水産品	2,529
広 島 広 島	2,529
161. 砂利・砂	2,160
北海道 鴛 泊	1,080
” 香 深	540
” 沓 形	540
⋮	

新設

変更後

【主要表】
移出貨物品種別貨物形態別表

品 種 ・ 県 名 及 び 港 湾 名	ト ン 数
北 海 道	
種 内	計 622,930
	一般 75,040
	自航 547,890
081. 水産品	2,529
161. 砂利・砂	2,160
⋮	

【詳細表】
移出貨物品種別貨物形態別仕向港別表

品 種 ・ 県 名 及 び 港 湾 名	ト ン 数
北 海 道	
種 内	計 622,930
	一般 75,040
	自航 547,890
081. 水産品	2,529
広 島 広 島	2,529
161. 砂利・砂	2,160
北海道 鴛 泊	1,080
” 香 深	540
” 沓 形	540
⋮	

詳細表へ

※移出と移入の貨物量に差異があることやその理由を含め、利用上の留意点をユーザーに周知

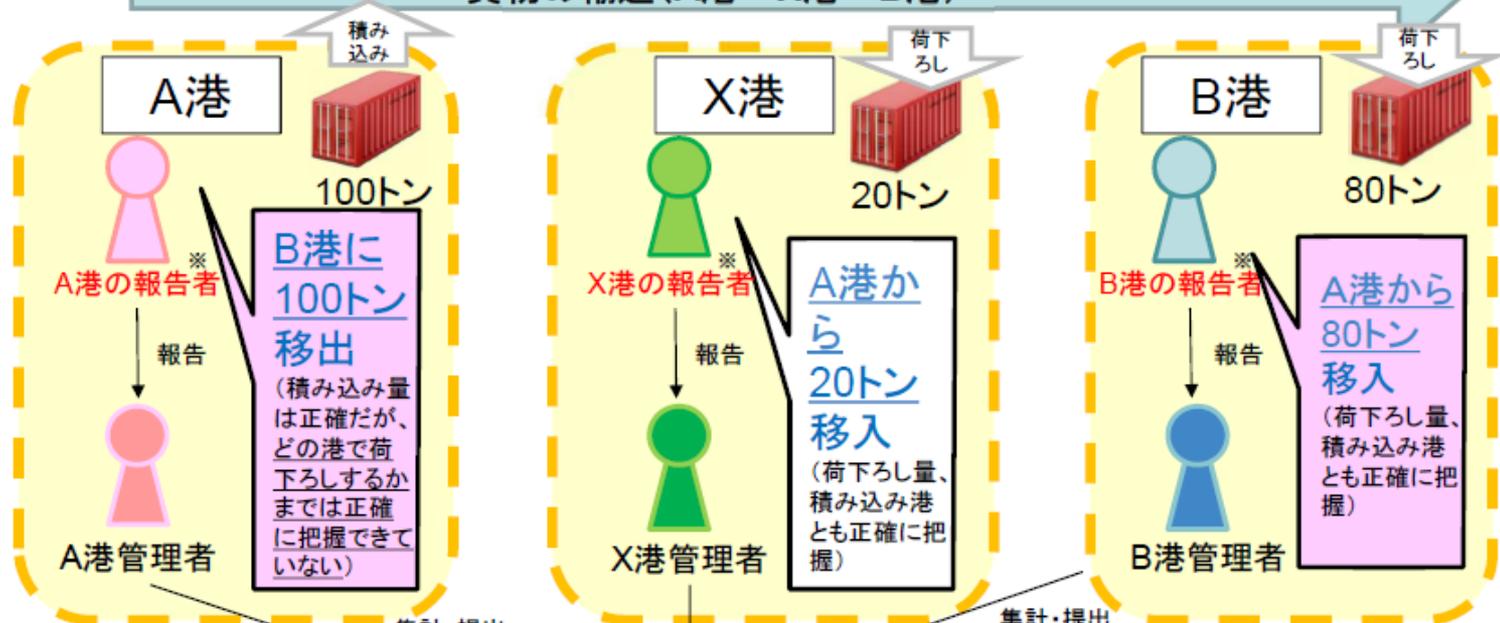
(参考) 二港間の貨物量の差異について

(参考) 移出と移入の貨物量の乖離のイメージ(一例)

移出と移入の貨物量の乖離のイメージ(一例)



貨物の輸送(A港⇒X港⇒B港)



港湾統計の記載イメージ

報告港湾	到着港	貨物トン数
A港	B港	100
A港	X港	0

国土交通省

港湾統計の記載イメージ

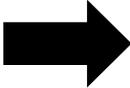
報告港湾	出発港	貨物トン数
B港	A港	80
X港	A港	20

※報告者は、港湾運送事業者、船舶運航事業者、水産業協同組合長、その他実態を把握できる者

4. 前回答申時の「今後の課題」への対応（1）

1 調査方法の再整理

本調査の特性を踏まえ、**報告者、統計調査員及び都道府県のそれぞれの立場における役割を整理し、必要に応じて調査計画の見直しを検討すること。**



対応

- 本調査の実施体制や業務実態等について、全ての甲種港湾及び乙種港湾を対象にアンケートを実施したところ、調査項目ごとの報告者については、調査計画上の報告義務者とおおむね合致していることを確認
- 統計調査員は、都道府県、市区町村、漁業協同組合、関係団体等の職員が兼務していることが多く、調査の依頼、調査票の配布・回収、疑義照会、取りまとめ等を実施
また、都道府県は、統計調査員が取りまとめた調査票のチェック、集計表の作成等の役割を担っていることを確認
- 調査方法については、将来的にサイバーポートによる回答への一元化を目指すものの、従来の手法が良いとする報告者がおり、**直ちに一律に移行させることは困難**であることから、当面は、従来の手法を残しつつ、**サイバーポートを手法の一つとして追加**

4. 前回答申時の「今後の課題」への対応（2）

2 公表の区分・期日等、集計事項に関する不断の見直し

本調査の公表の区分・期日等については、本調査の特性を踏まえ、調査プロセスを含め、業務全般の改善余地を検討し、必要に応じて調査計画を見直すこと。この見直しに当たっては、**都道府県における調査事務の実態や利活用ニーズを十分に把握**した上で、速報性が求められるデータについては早期に公表し、それ以外のデータは年報での公表に一本化するなど、**公表体系の更なる見直しも検討**すること。

また、今後、速報における集計項目の更なる追加の余地や集計対象の港湾の拡大等、**利活用ニーズの変化を踏まえた集計内容の充実**を検討すること。

対応

- 速報における公表対象港湾の追加や集計項目の追加に関するニーズについて、港湾管理者や報告者にアンケートを実施したが、**特段の追加ニーズはなかった**。
- ※ 令和2年1月分調査から公表体系を見直し、国際戦略港湾及びコンテナの貨物量の多い計6港の調査結果を速報として公表を開始
- 公表体系の見直しについて、統計利用者に確認したところ、国民経済計算の年次推計等において月報（確報）などの利用が確認されたため、**現行の公表体系を維持する方針**

3 調査票情報等の保存管理の仕組みの整備

都道府県における調査票情報等の保存管理の実態を把握した上で、可能な限り早期に、**国土交通省における調査票情報等の永年保存の仕組みを整備**すること。

対応

- 都道府県にアンケートを実施し、調査票情報等を保存管理する上での課題を把握。これらの課題解決を図り、**調査票情報等を一元的に永年保存する仕組みを構築**（6ページ参照）

5. 公的統計基本計画への対応

港湾調査について、港湾関連業務の効率化を図るシステムである「サイバーポート」の本格導入により、行政記録情報等の活用や報告者負担軽減を一層推進するとともに、調査方法の再整理及び調査票情報等の一元管理を実現する。

- NACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）上で申請された、入出港届、係留施設等使用許可申請、貨物情報を、サイバーポートで利用し、その情報を調査票上に取り込むことで、報告者負担の軽減を実現

港 湾 調 査 の 甲 種 港 湾 調 査 票

第1号様式 港 湾 調 査 (甲種港湾調査票)

この調査は、統計法(平成19年法律第3号)及び港湾調査規則(昭和24年運輸省令第13号)に基づいて行われる調査の一部で、調査の開始、利用及び管理の上で改めて必要な資料を得るためにこの調査の結果届られた人、法人又はその他の団体の船長に属する事項については、絶対に船に載れることなく、船長の保護には万全を期していますので、報告者は、ありのままの事実を欄目までに報告して下さい。

提出期日 毎月第1日(日)まで、
 全回提出は、報告者は要しないです。

船 名 船 種 船 主 船 長
 船 籍 港 船 種 船 主 船 長

入 港 船 舶		係留状況		船 舶		海 上 出 入 貨 物		コンテナ又はジョージン	
入 港 日	入 港 時	係留 日	係留 時	船 名	船 種	品 名	品 目	品 目	品 目

※サイバーポート進捗管理WG第2回資料(令和5年5月8日)から抜粋

- サイバーポート導入に係る調査方法の再整理及び調査票情報等の一元管理

6 ページ及び 9 ページ参照